

令和 4 年 8 月 17 日

令和3年度 特別の教育課程の実施状況等について

|           |          |                |
|-----------|----------|----------------|
| 青 森 県     |          |                |
| 学 校 名     | 管理機関名    | 設置者の別          |
| 鶴田町立鶴田小学校 | 鶴田町教育委員会 | 国・ <u>公</u> ・私 |

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

|           |           |              |
|-----------|-----------|--------------|
| 学 校 名     | 自己評価結果の公表 | 学校関係者評価結果の公表 |
| 鶴田町立鶴田小学校 | 学校通信にて公表  | 学校通信にて公表     |

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

国際理解と英語によるコミュニケーション能力を身につけ、国際化社会に貢献できる人材を育成するため、小学校1学年～2学年においては生活科から15時間を減じ、「英語活動科」の実施時数に充てている。

「英語活動科」においては、国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)との交流の機会を活用し、言語や文化に対する国際理解の基礎を培うこと、英語のリズムに慣れ親しむことをねらいとし、音声や身体表現等による「聞く、話す」活動を中心に行う。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

「鶴と国際交流の里」をかかげる鶴田町では、平成2年度より管内全ての認定こども園・幼稚園・保育所へ国際交流員を派遣し、幼児に対し就学前から英語に触れさせる機会を設けている。また、平成18年度には構造改革特別区域「英語教育推進特区」として認定され、小学校全学年で、それぞれに応じた英語教育を行っている。

継続して英語に慣れ親しむ機会を設けるためにも、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある。

(3) 特例の適用開始日

平成21年 4月21日

(構造改革特別区域認定による特例の適用開始日：平成18年 4月 1日)

(4) 取組の期間

学習指導要領に鶴田町の特例の趣旨が盛り込まれるまで

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- Ⓐ 計画通り実施できている
- ・ 一部、計画通り実施できていない
- ・ ほとんど計画通り実施できていない

## (2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

国際交流員や外国語指導助手を小学校に派遣し、学級担任が主となりティーム・ティーチングの授業を実施することにより、特別の教育課程を円滑に実施することができている。

## (3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- Ⓐ 実施している
- ・ 実施していない

## 4. 実施の効果及び課題

### (1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

児童が、意欲的にコミュニケーションを図るようになり、また、外国の文化や伝統に興味を持つようになったとの意見もあり、教育目標の達成に寄与している。

### (2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

本特例は、地域社会や国際化社会に貢献できる人材を育成することを目指し、幼児期から段階的に英語教育を行うものである。

外国人である国際交流員や外国語指導助手と積極的にコミュニケーションを図り、継続的に英語に慣れ親しむことで、教育基本法第2条第3号及び学校教育法第21条第3号に掲げられている「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という目標の達成に寄与している。

## 5. 課題の改善のための取組の方向性

令和2年度より、GIGAスクール構想に基づいた、ひとり一台端末が整備されたことにより、教育現場において新たな可能性が広がった。

姉妹都市である米国オレゴン州フッドリバー市の児童とのオンライン交流も予定されており、さらなる英語教育の発展が期待される。